

独立文の条件再考

井上和子

神田外語大学

本稿では、「独立文は主語・時制辞・述語・(補部)を備えていなければならぬ」という従来の一般的認識に反し、以上のような統語的条件を満たしていない言語表現(不完全文)も、上の条件を満たす標準的な独立文と同じく整った意味を表すことを示す実例を挙げ、言語表現の意味解釈にはヒトに生得的に備わっている言語能力が常に機能していると仮定して初めて意味解釈のメカニズムに迫ることができると仮定する。

不完全文として代表的なものは、「無述語文」(述語を欠いている文)と述語の補語を欠いた文である。後者は潜在的に補語を擁する文、「暗黙項を持つ文」と呼ぶものである。本稿ではこの2種類の不完全文を取り上げる。そして、標準的な独立文にも不完全文にも、普遍的な標準文の統語構造に加えて、述語に備わっている「格の枠」に関する生得的な知識を基にして意味が与えられると考える。

本稿ではミニマリズムプログラムの枠組みを用い、併合(merge)により階層構造が生成される。

序

本稿は、2011年5月14日(土)に群馬県立女子大学において行った講演を修正し、必要な加筆を行ったものである。この講演の内容は Inoue (2008) “The Essential Requirement for an Independent Sentence” の中で示した考えを出発点にしたもので、「独立文は主語・時制辞・述語・(補部)を備えていなければならぬ」という従来の一般的認識を覆すものである。言い換えれば、本稿では以上のような統語的条件を満たしていない言語表現(不完全文)も、上の条件を満たす標準的な独立文と同じく整った意味を表すことを示す実例を挙げ、言語表現の意味解釈にはヒトに生得的に備わっている言語能力が

働いていると仮定して初めて意味解釈のメカニズムに迫ることができると仮定する。

不完全文として代表的なものは、「無述語文」（述語を欠いている文）と述語の補語を欠いた文である。後者は潜在的に補語を擁する文、「暗黙項を持つ文」と呼ぶものである。本稿ではこの2種類の不完全文を取り上げる。

不完全文の一種である「述語の無い文」（「無述語文」）が如何にして完全な文の役割を果たすかを考えるには、独立文の条件を大幅に変えなければならない。その変更は、従来一般的であった主張のように、「独立文は主語、時制辞、述語を備えたものである」という考えを捨て、文の成立には時制辞を中心とする文構成の上に、談話を視野に入れた領域（補文化詞句）の存在を仮定する必要がある。そして発話者の役割を補文化詞句の一つの重要な項目と考えなければならない。すなわち、全ての文には、発音されないが、自分の置かれている現在の状態や現在起こっている出来事を知覚している話者がいると仮定してはじめて不完全文である「無述語文」にたいする意味解釈の実態を説明することができる。さらに、「無述語文」が許されるもう一つの根本的な原因は、述語はどのような格の組み合わせを取るかということ（「格の枠」フィルモアの用語）で分類することが出来、格の組み合わせを見ればどのような述語が使われるかが解る。したがって述語を省略しても文としての解釈が成り立つのである。「暗黙項を持つ文」の解釈にも「格の枠」が中心的な機能を担う。

そこで、標準的な独立文にも不完全文にも、普遍的な標準文の統語構造に加えて、述語に備わっている「格の枠」に関する知識が生得的な知識としてヒトに備わっていると仮定し、その根拠の1つを本稿の不完全文の分析が示すものと考える。

0. 理論の枠組み

本稿ではミニマリズムプログラムの枠組みを用い、併合(merge)により階層統語構造が生成され、次の構造ができるとする。

(1) [CP [TP]]

CP: 補文化詞句（補文化詞である C を主要部とする句）

TP: 時制辞句（時制辞 T を主要部とする句）

(2) TP と CP はさらに次の構造を与えられる。

a. TP → T PredP

PredP: 述語句（述語 Pred を主要部とする句）

b. CP → Force > Topic* > Interrogative yes/no > Topic* > Focus > Modifier > Topic* > Fin > IP

(Rizzi(1997) (60)) (IP = TP)

[発話力 > 話題* > 疑問 (yes/no、疑問) > 話題* > 焦点 > 修飾辞 > 話題 > *定形 > 時制辞句]

(*は重出可能性を示す。)

1. 独立文

独立文は、意味解釈の観点からは、それが生起する文脈から意味を補充することなしに整った意味を表す文とする。統語的には 1.1 の一般的条件を満たすものとする。ただし、1.1 には 1.2 の可変規則（パラメータ）が付随している。

2. 1.1 の一般的な条件を仮説 1 とする。

仮説 1：主語、時制辞、述語は独立文に必須の要素である。

3. 仮説 1について

3.1. 主語は独立文の必須要素か？

答えは「否」である。(3)の例文の示すとおり、話し手の感覚や思考を直接に表す「感覚文」と「思考文」では主語である話し手は表出されない。

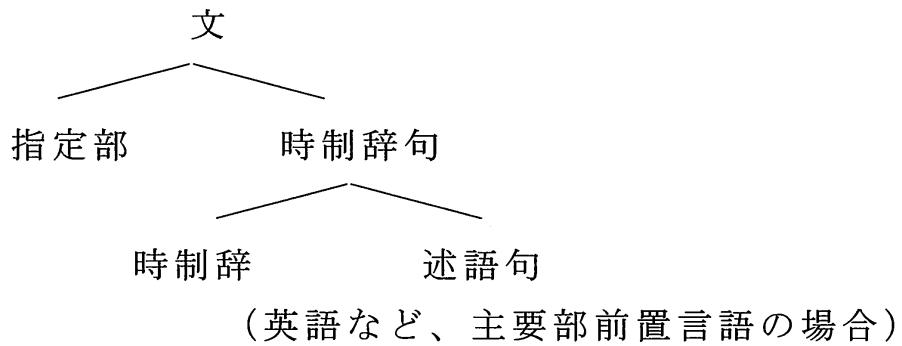
- (3) a. 寒い。暑い。苦しい。(感覚文)
b. 「この話は嘘だ」と思う。(思考文)
c. 「新しいニュースが入ったのだ」と思われる。(思考文)

これらの文において表出されない主語の話し手を *pro* と呼ぶことにする。

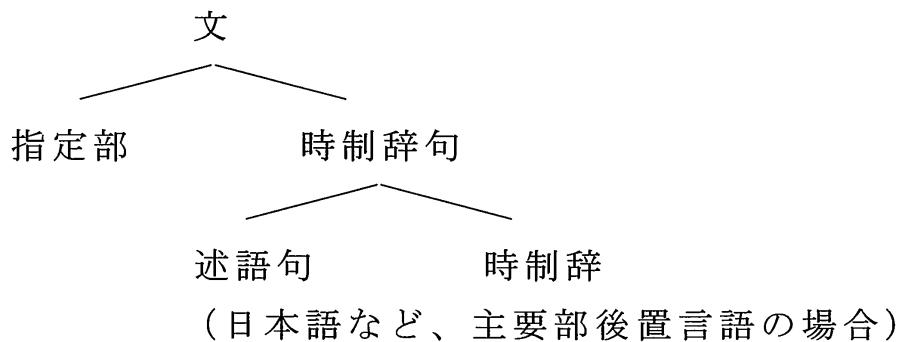
3.2. 時制辞は独立文の必須要素か？

生成文法では、時制辞を主要部とする時制辞句が文の中核をなし、主語はその指定部を占めると仮定し、(4)の構造を提案してきた。したがって生成文法では時制辞は独立文の必須要素である。

(4) a.



b.



3.3. 時制辞について

Kuroda (1972)は、「話し手の状態を表わす文」(感覚文)と話し手の直接の知覚や感覚を表わす文(現象文)に現れる動詞の「る」形と形容詞の「い」形(以後まとめて「る」形と呼ぶ)は現在時制辞の「る」とは異なる特徴を持つという観察を提示している。益岡(2000)もこれについて論じている。

例えば(5)は現象文の例であるが、これらの「る」形は、状態述語はもとより、動作述語の場合でも現在時を表す。(6)に示すように、一般の場合は動作動詞の「る」形は、未完了または未来を表す。

- (5) a. 近所が騒がしい。
b. 夕焼けが美しい。
c. 魚を焼く匂いがする。
e. あ、 トラックが来る。
f. あ、 切符が無い。

- (6) a. もう少しで湯気が上がる。(未来)
b. 索引を作る前に、読み直そう。(未完了)
c. 後 10 分でバスが来る。(未来)

現象文などに見られる「る」形が時制辞でないとしたら、仮説 1 にたいする重要な反例になる（反例 1）。そして、時制辞を持たないこれらの文が如何にして独立文として認められるかという問題意識が出てくる。

本論文では、感覚文と現象文を直接描写文と呼び、陳述文と区別する。

3.4. 感覚文と現象文の素描

感覚文には、(i) 「寂しい」「悲しい」「なつかしい」など感情を表わす形容詞、(ii) 「痛い」「痒い」「暑い」「疲れた」「見える」「聞こえる」など感覚を表現する形容詞または動詞、(iii) 「感じる」「思う」「考える」など知覚を表わす動詞、(iv) 「－たい」「－てほしい」など願望を表わす形容詞などが用いられる。

感覚文の特徴は、(i) 1 人称主語のみを許容し、これを表出しない。(ii) 例文(3a)のように、述語は心理述語と感覚述語が主として用いられる、(iii) 述語語尾は「る」形を取る。

他方、現象文は、話し手の現象にたいする直接的な知覚を表わす。その特徴は、(iii) 述語語尾は「る」形を取る、(iv) 1 人称、2 人称主語は許容せず、3 人称主語のみを取る。ただし、これら 2 種類の文に用いられる「る」形は、先にも述べたとおり(v) 現在時制の「る」とは異なる特徴を持っている。

直接描写文は、話し手の発話内容に対する判断、すなわち「断定」「推量」など (Kuroda の categorical judgment) を表わす文とは本質的に異なるもので、(vi) 「主題－陳述」(theme-rheme)の関係を表わさない。

3.5. 仮説 1 にたいする反例 2：無動詞文

Ilan Hazout (2010)はヘブライ語の無動詞文について次の例を挙げ、その特徴を述べている。

特徴 1：

- (7) a. Dan xole. ‘Dan is sick.’
b. Dan ba-library. ‘Dan is in the library.’

(7a)では、主語と述語の間に一致現象が見られる。ただし、数と性のみの一致現象で人称にはこの現象が見られない。これは縮約した一致現象とでも呼ぶべきものである。(7b)ではこの現象を表示する要素がない。これらの文には完全な定動詞文の典型的な特徴である時制表示が備わっていないのである。

特徴 2：

(7a)と(7b)は主文（いわゆる「根の文(root sentence)」としても用いられるが、無動詞文は動詞を欠いているのであるから、当然のことながら時制は表示されていない。それにもかかわらず、通常これらの文は現在時制の文と解釈される。

3.6. 無動詞文が独立文として成立するための必須条件

無動詞文を小型句(small clause)と考えるか(Mouchaweh (1986))、完全な動詞文と考えるか(Benmamoun (2000,2008))ということはこれまで提示してきた問題である。主文として用いられている小型句と考えた場合は例文(8)が示すように、時制に関する意味を含まないはずである。言い換えれば、時制辞に関する情報を表す機能辞がこの種の文には存在しないということになる。しかし、この考えは無動詞文に関する事実を反映するものではない。3.4 で述べたように、無動詞文は現在時制の文と解釈されるからである。

(8) John considers Mary intelligent.

(下線の部分が主文に埋め込まれた小型句)

以上の点を踏まえて、Benmamoun は完全な動詞文と無動詞文には文法上の特質や文法プロセスにおいて類似する点があることを提示し、無動詞文を小型句とする仮説に異論を唱えている。

3.7. 問題

時制辞を欠いているにもかかわらず、現在時制文としての解釈を与える機能を担っているのは如何なる統語要素（あるいは統語素性）であろうか。

3.8. 問題

句構造が他の要素の助けを借りずに独立文として成立するのに必須の条件は何であろうか？

4. 日本語を資料とする解答

資料として新聞の題目と副題目を用いる。

4.1. 無述語文

日本語には、時制辞、または時制辞+述語を欠く「無述語文」が多い。

例 新聞の題目、副題目

- (i) 原発警戒区域あすから
福島第1 20キロ圏立ち入り禁止
- (ii) トヨタ、米中で減産
部品供給停滞、最大7割
- (iii) 東電、年収2割カット検討
株・不動産売却も
賠償資金を捻出

- (iv) アジア震災後も成長持続
- (v) 3月生産は前年割れ

A-(1) 無述語文の特徴

- (i) 全て動名詞、または動詞の連用形を使用（述語文に相当する）
- (ii) 残留している句：主語、目的語など項（argument）のみならず補助詞（adjunct）も残留可能。

A-(2) 述語に準じる句の欠落したもの：

『日本経済新聞』（2011年4月21日、pp. 31, 34, 35）

- 例：(i) 素材、復興需要は夏以降
(ii) 中国、課税最低限3000元に
(iii) フィンランド 反EU党と連立協議へ
(iv) 都内大学、相次ぎ慈善試合
(v) ゴーヤで「緑のカーテン」

4.2. 文の生起

文は副題目として現れるが頻度は題目として表れる頻度より低い。

- 例：(i) フィンランド 第1党 危機国支援、妥協探る
(ii) 経済開放、成果遠く
資源開発誘致も進まず
(iii) (政府、原発巡り支援枠組み)
電力安定供給狙う
(iv) (原発内がれき散乱)
(東電が動画公開) 爆発の衝撃か

4.3. まとめ

	題目	副題目	
無述語文	47	47	
文	0	14	(全体の約 30%)

4.4. 無述語文について(4.1. A-(2))において示した意味上の特徴

無述語文は現在の状態や事態にたいする話者の認識を表す

4.5. 無述語文と現象文

4.5.1. 類似点

1. 無述語文も現象文も通常の時制表示をもたない。しかし、無述語文も現在形の現象文も、現在の状態または出来事を表わす。
2. 無述語文も現象文も通常の時制辞を備えていないことは、完全文に典型的に備わっている時制辞の統語表示がないことを意味する。
3. 両構文共に陳述(predication)を行わず、いわゆる中立叙述（黒田の“thetic judgment”を表す）を表出する。
4. 両構文共に PRO を主語とすることが出来ない。

4.5.2. 相違点

現象文には主語が表出されていなければならない。無述語文の主語は音形を持たない。(pro)

4.6. 現象文と感覚文

4.6.1. 類似点

現象文は3人称に関わる出来事にたいする話し手の知覚を表す。感覚文は主として気象現象に対する話し手の知覚を表す。

(これらを直接描写文(sentences of direct description)と呼ぶことがある。)

4.6.2. 相違点

現象文は指示物（人）をさす限定辞句を主語とする。感覚文では主語は表出されない。（表出されない主語を pro と表示する。）

5. 4.5.1.(1)で挙げた問題に対する解答（案1）

4.5.1.(1)では、無述語文も現象文も時制辞を持たないにもかかわらず、現在の状態または出来事を表わすとしている。これに対して Hazout は無述語文は時制辞は表示されていないが、その主語である pro が [+Tense] という素性を備えていると仮定している。本稿では無述語文についてはこの考え方を基本的には踏襲するが、この文の主語 pro が TP の指定部の位置から CP 領域に属する定型句(FiniteP)に引き上げられて初めて「現在の時」という意味解釈が行われると仮定する。(9)はその具体例である。

(9) a. 今日は天気がよい。

b. TopP [FinP pro [TP [+Tense] T [VP GS]]

PS		
topic	comment	(predication)
話題	評言	(陳述)

ここで、本稿で取り上げる問題をもう一度上げておこう

問題：完全文という資格をもつために句構造が持たなければ
ならない要素は何であろうか？

仮の答え： [+Tense] T

（時制辞 T が素性 [+Tense] を備えていること）

6. 「無主語文」(主語のない文)

英語などのように主語と述語の間に、人称、性、数などの一致を必須要件とする言語とは異なり、日本語にはこのような制約はない。しかし、独立文の主語が無制約に欠落を許されるのではない。省略されるのは、ほとんど1人称主語で、しかも発話者の直接的知覚(direct perception)、または思考を表す述部を持つ文の主語である。

例：(i) おお、寒い。(おお、さむ！)

苦しい。

喉が渴いた。

(ii) まだ余震が続くと思う。

(iii) 情報がうまく伝わっていないと思われる。

「無主語文」は完全な定動詞文として認められてきた。

7. 暗に意味を含む項 (implicit argument – 暗黙項)を持つ文

7.1 序

本節では、発音されない暗黙項が単に統語的に働くのみならず、統語構造に表示されている、従って、暗黙項を持つ文も完全な定動詞文であるという Landau (2010) の議論の核心を要約する。

7.2. 制御(Control)と叙述(Predication)

例：(i) a. It is impossible [PRO to visit me together]. (制御)

b. It is impossible [for me to be visited (*together)].

(叙述)

c. They expected [PRO to leave the room angry]. (制御)

d. The room was left (*angry).

7.3. 強暗黙項と弱暗黙項

- 例 : (i) a. Strong implicit argument (SIA) : PRO, pro
b. Weak implicit argument (WIA) : 受動文の行為者
(passive agent), 暗黙項

7.4. 二次的述語の認可

二次的述語を認可するには、暗黙項が強暗黙項でなければならぬ。

7.5. 二次的述語と叙述

二次的述語は DP を叙述しなければならない。

- 例 : (i) a. John ate (the meat raw).
b. John ate *(the meat) raw.

7.6. 課題

暗黙項による制御は統語論の課題である。

7.6.1. 暗黙項による制御

暗黙項による制御の統語操作は次の 5 つの段階を経て行われると主張する。

- (i) 語彙間の関係は、対等の項の対にたいする述語一項の関係に限定された、厳密に局所的な関係である。
- (ii) 義務的制御 (obligatory control – OC) に関して、語彙間の関係の局所性に適した唯一の永続的な分析は叙述分析 (predication analysis) である。(ただし、不定詞を制御詞 (controller) の述部とすること)
- (iii) 部分的制御は叙述ではない。従って統語上の関係と考えなければならない。
- (iv) OC の文脈における暗黙項は部分的制御を行う。暗黙の制御詞は統語要素である。

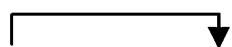
7.7. 語彙間の関係の局所性

語彙間の関係は、述語とその項、または同じ述語の項の間の関係である。(非公式見解)

7.8. 叙述：義務的制御 (OC) の語彙分析

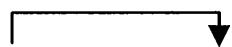
- (i) 語彙間の関係の局所性 (Locality of Lexical Relations (LLR))

- a. 変項を束縛する義務的制御(OC as variable binding;
OC = obligatory control)



John_i tried [PRO_i to dance].

- b. 叙述としての義務的制御(OC as predication)



John_i tried [(PRO_i) to dance]

7.9. まとめ

- (i) 義務的制御の局所性は、統語論上は述語と主語の相互構成素制御条件の帰結である。
- (ii) 語彙間の関係の局所性の観点からは、対等の項のみが語彙関係によって関連づけられる。すなわち、制御詞は不定詞の対等項でなければならない。
- (iii) 義務的制御が語彙間の関係であるならば、それは叙述関係である(LLR)。
- (iv) 結論として、部分的制御(PC)は叙述の例として分析できない。しかし、部分的制御は義務的制御の例である。

8 . 部分的制御：非叙述的な義務的制御(Partial Control: Nonpredicative obligatory Control)

- (i) 制御詞と PRO が厳密に一致することを要求する述語
(exhaustive control, EC)

(ii) PRO が制御詞を適正に含む意味上の複数であるという解釈を許す述語(partial control, PC)

(i) EC verbs

- a. Implicatives: dare, manage, bother, remember, condescend, fail, force, etc.
- b. Aspectual: begin, start, continue, finish, stop, resume, etc.
- c. Modal: have, need, may, should, able, must, etc.

(ii) PC verbs

- a. Factives: glad, sad, regret, like, hate, loathe, surprised, shocked, sorry, etc.
- b. Propositional: believe, think, suppose, imagine, say, claim, declare, etc.
- c. Desideratives: want, prefer, plan, arrange, hope, afraid, promise, etc.
- d. Interrogatives: wonder, ask, contemplate, guess, grasp, understand, etc.

例 : a. We knew that Mr. Smith_i arranged [PRO_{i+} to meet after class].
b. Mr. Smith realized that his wife_i hated [PRO_{i+} to kiss in front of the kids].
c. I told Mr. Smith that I_i wonder [when PRO_{i+} to paint the fence together].
(Dp_i ... PRO_{i+} ... : PC reading)

まとめ :

- (i) 部分的制御(PC)は語彙間の関係ではない。
- (ii) 部分的制御において、制御詞と制御される要素(PRO)は統語構造に表示される。

9. 英語との比較

英語の題目には文が多く、それに続いて不定詞句などで修飾された名詞句も少なくない。

例：(i) *Financial Times*, May 4, 2011. pp. 1-10, 13-17

	文	名詞句 (+修飾句)	前置詞句	不完全文
題目	20	4	5	2
副題目	23	5	0	1
計	43	9	5	3

総計：60, 文の頻度：71.6%

例：(ii) *The Daily Yomiuri*, May 9, 2011. pp. 1-9

	文	名詞句 (+修飾句)	前置詞句	不完全文
題目	18	14	1	0
副題目	11	9	0	2
計	29	23	1	2

総計：55, 文の頻度：52.7%

このように、英語においては題目と副題目に現れる文の頻度が非常に高い。これは、一つには、英語では主語、目的語などの項の派生を「格の枠」の中だけで捕らえることが難しく、主語と述語の形の上での一致に注目する必要があるからである。題目や副題目にも主語、目的語、修飾句だけを用いたのでは文としての解釈が成り立たないのである。

例：(a) Sentences:

- (i) Besieged Libyan city requests foreign troops
- (ii) Suspects in Gaza execution die in raid.
- (iii) Neighbors press Laos on Mekong hydro dam plan
- (iv) Ministry sets radiation safety limit for schools

(b) Noun Phrases + Modifiers

- (i) 21 mini FM stations helping survivors
- (ii) IAEA hopeful of radiation falloff
- (iii) Quick fix offer to Tepco ignored

10. まとめ

「無述語文」をも完全な独立文として扱うとしたら、独立文を成立させるための必須要素は何であろうか。第5節の「仮の答え」において独立文を成立させる必須要素を、仮に素性 [+Tense]が時制辞 T に備わっていることを pro の統語素性(統語選択制限)とした。しかし、本稿の議論全体から出る結論は、「格の枠」、または「格の枠」を占める 1 個以上の格付きの決定辞句と、時制辞句の主要部である時制辞に素性 [+Tense] が備わっていることということになる。

参考文献

- Fillmore, Charles J. 1968. "The Case for Case," *Universals in Linguistic Theory*, ed. by E. Bach and R. Harms, 1-90. Holt, Rinehart and Winston.
- Hazout, Ilan. 2010. "Verbless Sentences and Clause Structure," *Linguistic Inquiry* Vol.41, No 3, 471-485.
- Inoue, Kazuko. 2011. "The Essential Requirement for an Independent Sentences (Preliminary)," *Scientific Approaches to Language*, No. 10. Center for Language Sciences, Kanda University of International Studies.
- Kuroda, Shige-Yuki. 1972. "The Categorical and the Thetic Judgment," *Foundation of Language* 9, 153-185.
- 益岡隆志. 2000. 『日本語文法の諸相』 くろしお出版.

Rizzi, Luigi. 1997. "The Fine Structure of the Left Periphery,"
Elements of Grammar, ed. by L. Haegeman, 281-338.
Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.

261-0014

千葉県千葉市美浜区若葉 1-4-1
神田外語大学
言語科学研究センター

inoue@kanda.kuis.ac.jp